

第 8 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成15年12月19日

場 所 : 天王町福祉センター

第8回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成15年12月19日午後2時～2時56分
2. 場 所 天王町福祉センター
3. 出席した委員等
- | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|
| 会 長 | 石 川 光 男 | | | |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 | | |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 | |
| | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 | |
| | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 | |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 三 浦 トシ子 | 鈴 木 久米雄 | |
| | 館 岡 哲 | 南 都 武 男 | 淡 路 徹 | |
| | 伊 藤 義 弘 | 鈴 木 政 亞 | 小 玉 喜久子 | |
| 第4号委員 | 山 口 博 司 | | | |
4. 欠席した委員 な し
5. 出席した幹事等
- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|--|
| 幹 事 長 | 佐々木 嘉 一 | | | |
| 副 幹 事 長 | 渡 邊 毅 | 間 杉 作 朗 | | |
| 幹 事 | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏 | 鈴 木 司 | |
| | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 | | |
| | 澄 利 行 | 千 種 肇 | | |
| 教 育 長 | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋 | 菊 地 紘 | |
| 専門部会長 | 肥田野 耕 二 | 佐々木 博 信 | 宮 田 隆 悦 | |
| 事 務 局 | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 | |
| | 村 山 久 尚 | 他4名 | | |
6. 協 議 案 件
- (1) 協 議
- ・ 協議第 9号 継続協議 新市の名称について(名称の決定方法の確認)
 - ・ 協議第10号 継続協議 新市の事務所の位置について
(合併時の事務所の位置の確認)
 - ・ 協議第11号 継続協議 財産の取扱いについて(財産及び債務の取扱い)
 - ・ 協議第15号 継続協議 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - ・ 協議第16号 継続協議 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 - ・ 協議第29号 ごみ収集運搬業務の取扱いについて
 - ・ 協議第30号 環境対策事業の取扱いについて
 - ・ 協議第31号 公立学校の通学区域の取扱いについて

【協議内容】

司 会（事務局長 幸村）

本日は、大変お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第8回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

開会にあたりまして、会長であります石川天王町長からあいさつを申し上げます。

会 長（石川天王町長）

皆さんには、年末を控え大変ご多忙中のところ、しかも悪天候のところご出席を頂きまして誠にありがとうございました。また、多くの傍聴者の皆さんも誠にご苦労様でした。連日のように市町村合併に関する県内外の動向が報道されておりますが、私共天王町・昭和町・飯田川町合併協議会に置きましても、私はかねがね、基本3項目については今年中に目処をつけたい、今が正念場であると述べてきました。長くなれば長くなるほど、状況は不安定要素が多くなるのは他の市町村を見て実感しております。この基本項目、新市の名称、事務所の位置、財産の取扱いについては、町民の皆様にご心配をかけている現状にありますが、この後小委員会の後藤委員長の方から報告がありますので、よろしくご協議の程お願い致します。

現在、事務段階における一元化事業を進めておりますが、国保事業や介護保険事業、上下水道事業の取扱いなどは、町民生活に直結するものであり3町の現状に差異があるものの、正副会長の一致した考え方は、可能な限り町民に負担を強いることは避けるべきとの見解から、事務方の案を再検討させているところであります。また、本協議会の新市建設計画の策定事業については、現在3町の住民代表18人による検討委員会も開催されており、鋭意、協議検討を重ねているところであります。3町合併後の目指す姿は、生き生き3万6千人の夢づくりに集約される訳ですが、皆様の期待に応え合併協議を進めていくことこそが、我々に課された最大の責務であるということは、論をまたないところであります。本音のところでは協議を重ねながら、最後はこの合併に懸けるといぐらいに、損得を超えた決断が必要であるという、関西学院大学小西教授の講演を心とし、本協議会の前進を期していきたいと存じますので、委員各位のご協力とご理解をよろしくお願い申し上げます、あいさつと致します。

司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせて頂きます。本日は21名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。

また、委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

会議を開きます。本日の会議録署名委員の指名ですが、本日の会議録署名委員は会議運営規程に基づき、飯田川町の伊藤栄悦委員と、飯田川町の伊藤義弘委員を指名致しますのでよろしくお願い申し上げます。

協議に入ります。協議第9号、継続協議となっております新市の名称について。協議第10号、新市の事務所の位置について。協議第11号、財産の取扱いについては継続協議となっておりますので、一括上程と致します。事務局から提案内容を朗読して頂きます。

説明者（事務局長 幸村）

それでは資料の1ページをお開き下さい。協議第9号継続協議、新市の名称について、名称の決定方法の確認についてでございます。次に6ページをお開き下さい。協議第10号継続協議、新市の事務所の位置について、合併時の事務所の位置の確認についてでございます。次に8ページをお願い致します。協議第11号継続協議、財産の取扱いについて、財産及び債務の取扱いについてでございます。以上です。

会 長（石川天王町長）

基本3項目に係わる小委員会からの報告を、小委員会の後藤委員長からお願い致します。

小委員会委員長（後藤委員 天王町）

それでは、私から報告致します。新市の名称、新市の事務所の位置及び財産の取扱い等に関する、小委員会の報告を致します。4回目の小委員会は、12月8日午前10時から天王町役場で行いました。それから、5回目の小委員会は、12月15日午前10時から天王町役場で行いました。基本3項目について協議した結果、只今お手元に配布致しました小委員会の調整案のとおりでございます。

〔小委員会の調整案を配布〕

小委員会委員長（後藤委員 天王町）

ご説明を申し上げます。協議第9号新市の名称について、名称の決定方法の確認ですが、小委員会の調整案は、新市の名称については公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。ただし、3町の名称は使用しないものとするということになりました。新市名称募集要項の中の(4)応募基準については、名称に天王、昭和、飯田川は使用しない。新市としてふさわしい名称とする。この2項目についてを応募基準とするものです。

次に、協議第10号新市の事務所の位置について、合併時の事務所の位置の確認ですが、小委員会の調整案は、新市の事務所の位置は新市の庁舎の建設までの間、南秋田郡天王町天王字上江川47番地100とする。2.新市の庁舎は、本庁方式により天王町地内に建設するものとし、ただし位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考えて選定する。3.新市の庁舎の建設は、新市建設計画(財政計画を含む)に明記し、合併特例債の適用を受けられる期間内に建設するものとするものとします。

次に、協議第11号財産の取扱いについて、財産及び債務の取扱いですが、小委員会の調整案は、3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとするというものです。以上で小委員会からの報告を終わります。

会 長（石川天王町長）

ありがとうございました。只今、後藤委員長から小委員会の調整案が報告されました。基本3項目に係わる小委員会の調整案について、委員の皆様からご意見ご質問等がございましたらご発言をお願い致します。

伊藤委員（飯田川町）

飯田川の伊藤です。小委員会の第9号、10号、11号のうち、10号の新市の事務所の位置についてということでもありますけれども、枠の2と3ですが、このことについて小委員会の委員長さんのほうに質問致します。この小委員会の調整案の中には、合併の方式は本庁方式をとること。それから新庁舎を建設すること。その際、合併特例債を活用し、合併特例期間以内に建設することなどが提示されてございます。これらについては、合併協議会が小委員会に調整を委ねていなかったと私は認識をしております。合併協議会が小委員会に委ねた内容は、新市の名称については旧町名

を含めて公募するかどうかということ。もう1つは、事務所の位置については合併時には分庁方式が決まっており、合併時の事務所の位置は3町のどこかに置くということ。それからもう1つは、財産の取扱いについては基金のほうでこれについて調整案として小委員会がやると。こういうことでありましたので、私の感じでは小委員会のいわゆる委ねられた内容はそこではなかったかと。従って、今言われているように本庁方式をとること、新庁舎を建設すること、合併特例債を活用する、そして期間後、特例債以内でというふうなことを、これはちょっと枠を超えているのではないかという感じを私は持っていました。それで、合併の方式をどうするか、新庁舎の建設をどうするか、合併特例債の活用をどうするか、これについてはこの後、新市の建設計画策定のときに合併協議会において、合併後新市が自立できる健全な財政基盤をどう確立するか、住民サービスの維持向上をどう図っていくか、こういうふうな論議の中で検討されるべき最も重要な問題であると考えます。そこで小委員長のほうに質問致します。なぜ、小委員会に委ねられていないと考えられる合併の方式、新庁舎の建設、合併特例債活用等を提案することになったのかという、その経緯について1つお伺い致します。

2つ目ですけれども、先程も申し上げましたが本来新市の健全な財政問題や、その住民サービスとの関連の中で論議されるべき問題であるのに、小委員会で合併協議会から委ねられた枠を超えた問題提起がなされて、そして決定されていくのであれば、合併協議会の形骸化を招く恐れがあると考えます。そこで、合併協議会とその内部組織である小委員会との整合性をどのように考えているか。これが2点でございます。以上のことから、3つ目ですけれども、事務所の位置については当初提案の原案通り何らの条件なしに、合併時天王の何番に置くと、こういうふうなことがこういう表現でよかったのではないかというふうに考えております。そのあたりも小委員会で話されたのかどうかをお伺いしたいと思います。以上でございます。それからもしよければ、議長さんのほうからそのことについて協議会の委員の方々のご意見を伺って頂ければと思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

小委員長のほうに、経緯と協議会の形骸化、あるいは整合性ということで、飯田川の伊藤委員からはこの第10号については1番でいいのではないかと。2、3については付託をしているのではないかというご意見ですが、小委員長に対する質問でございますが、実は私、これは天王町長として一番関わりがありますので、お答え致します。

伊藤委員（飯田川町）

町長、すみません。私はこの案に反対するものではありません。ここを踏まえてということですので。

会 長（石川天王町長）

はい、わかりました。それで小委員長にお尋ねですが、この2、3を踏まえた経緯については、天王町長としても関わりが深いので私から経緯について説明致しますが、まず最初の第1回目の小委員会が開催されたとき、天王町長としてお願いあるいは提言をするということで、事務所の位置については上江川47の100にしてほしいと。それから建設は、市役所の場所については天王町地内に建設してほしい、できれば5年以内に建設してほしいと。そして、3番目の財産の取扱いについては、正も負も全部新市で引き継ぐ、こういう提言をしました。それで色々、この5年以内という期限のことで、昭和と飯田川さんのご理解が得られなかったから2回以降に進んだ訳ですが、2回目の小委員会の際にこの意見が出ました。この小委員会に付託をしているものではないという意見が出ましたけれども、もう一方のほうで、じゃあ第1回目のとき天王町長が3点について提言

しているものの取扱いをどうするのかと、こういう議論になりました。それで、結果として天王町長の提言した3項目について協議し、今日の最終案の結果に至ったということでございます。それでいいですか。

伊藤委員（飯田川町）

結構です。それで私は先程言ったように、合併しなければならないというような立場で話をし、しかしながらある程度の中身を知っていないと納得してもらえないのではないかとということで、説明を頂きましたので。

会 長（石川天王町長）

その他にないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、只今小委員会の後藤委員長から報告された調整案のとおり、この協議会として確認してよいか再度お諮り致します。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、9号10号11号については、小委員長の報告どおり成案となりました。ありがとうございます。

もう一つですが、この新市の名称募集要項の(5)に、応募期間について会長として提案致しますが、応募期間を12月22日から来年の2月11日までと致したいと考えております。名称募集の条件や方法を広くお知らせしていくため、募集チラシをなるべく早く全戸に配付し、また合併協議会だよりや3町の広報でも1月号と2月号の2回掲載して、多くの皆様から応募して頂きたいということでございますので、この応募期間を今月の22日から来年の2月11日までとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。それでできれば、県庁の県政クラブのほうにもお願いをして、広く全部の新聞にもお願いしたいと考えております。そうしたいと思っておりますのでよろしく。いいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それではそのようにしたいと思っております。以上のことから、応募期間を12月22日から来年2月11日までとして決定致しました。

それでは、9号と10号と11号の継続協議となっていた項目がすべて確認されましたので、今日の確認月日のご記入をお願い致します。

それでは次に、協議第15号、議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは資料の10ページをお願い致します。継続協議となっております、協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

これについて、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。議員の定数と任期について、15号でございます。

小玉委員（飯田川町）

飯田川町の小玉喜久子です。只今、ちょっと戻らせて頂きたいのですけれども、天王町、昭和町、

飯田川町の新市の名称募集要項に詳しい要項があります。3ページです。募集期間だけは記入しました。ですがその他に1、2、3と、詳しく色々ありますので、このとおりだとは思いますが、もう1回皆さんで確認して、そして案もそのとおりであれば内容を決めて頂きたいと思えます。

会 長（石川天王町長）

後で小玉さんのご意見を拝聴して、事務方とよく決めたいと思えますので、まずは先に進めさせて頂きます。それでこの議会議員の定数と任期についてご意見を、前回は定数は26、あるいは在任期間は真ん中ほどがいいというご意見がありましたけれども、このことも含めて1つ、皆様からご意見があればお伺いしたいと思えますが。

堀井委員（天王町）

天王町の堀井と申します。まずは3点セットほぼ決着ということで、安堵しております。それで進めて参りますが、この15号の議会議員の定数及び任期の取扱いについてであります。前回の協議会のときに、飯田川の伊藤義弘委員から1つの提案がなされました。その後私共もその事を基本としながら、ベースとしながら熟慮に熟慮を重ねている最中であります。ですから、許されるものであれば、今少し広く民意を吸収しながら、私共も議員の1人でありますが、議員の議会の見識をもって最終的に決着をつけたいと思えます。その方法は、この全体の合併協議会でもって決着をつけるということによろしいと思えますが、その内容については今少し、検討する時間を与えて下さいますように天王としてはお願い申し上げたいと思えます。

会 長（石川天王町長）

只今天王町の堀井委員からは、もう少し時間を貸してほしいと、熟慮に熟慮を重ねる時間が必要だと、こういうご意見がありました。これについてはいかがでしょうか。

館岡委員（昭和町）

今天王町の堀井委員のほうからご発言がありましたけれども、この議会議員の定数及び任期につきましては、前回継続協議となりました。それで、約1ヶ月ということでは今回の第8回協議会ということでもあります。我々は色々前回からお話を聞いていますと、各議会の方ではこの合併協議会の中で決まったことを報告するようなことでお話があったと記憶しております。そして前回は伊藤さんの方から、1年位というようなお話がありました。私、昨日ラジオを聞いてきましたら、この間合併しました、美郷町の人口が26000人でもって任期が11ヶ月ということと、その合併が終わってから議員数が22名ということが話されております。それは今日の新聞にも載っております。それで私は、せっかくの機会でありますので、継続協議ということになりましたので、せっかくこの3点セットも今日皆さんのご意見と申しますか委員長のお話がありまして、異議なしということになりましたが、それでこの議会議員の定数及び任期の問題につきましても、やはり前回、伊藤さんがお話しした1年ぐらいが丁度いいのではないかと。そして議員の定数ですが、50,000人の所で大体26名、30,000人の所で23~24名ということでございます。ですから、やはり36,000人という所でいきますと、事務局案のほうでは26名となっておりますが、24名が適当ではないかということを感じておりますので、この点について皆様方のご意見を聞きたいなところ思っております。

会 長（石川天王町長）

昭和町の館岡委員からは、定数26だけれども24名、在任期間は1年というようなご意見が出ました。そして堀井委員の、もう少し考える時間がほしいということと、今の館岡委員の意見も踏まえてその他にご意見がございましたら出して頂きたいと思えます。

鈴木委員（天王町）

天王の鈴木です。今お話を聞いて、それぞれ時間が欲しいとか何とかというふうなご意見ですが、実はこの案件も小委員会に付託をするという原案であったのですが、それはまずい、全体協議会でやるべきだというふうに戻した経緯があるはずですが。私は前回の会議を欠席しているのですが、前段の3件は、小委員会のほうに難儀をかける結果になったけれども、やはり見えるような形の中で、みんなが納得いくような形の中で検討、了解をしていくと。これが最も大事なことはないかと思う訳です。時間をかけることは、当然何回でもいいと思いますし、その方式で今の館岡さんのお話のように、喧々囂々と意見を述べ合ってよりよいものを調整していくという形の方法で一つ進めて欲しいと思います。

会 長（石川天王町長）

そういうことからご意見をお願いしている訳です。

鈴木委員（天王町）

そういうことであれば、引き続き私の発言をしてもよろしいですか。今は年数と人数のことが言われて、しかもこの参考資料の中にも3例程述べております。それで私は、基本的に一番大切なのは住民に不安を与えないという、この合併についての基本的なことがあるのではないかと。今、新しいまちづくりにあたって、一番に町民は不安とそれ相当の期待を持っているのだと。そんな不安を安心に、期待を希望に変えていくことが大事であるというふうに思っています。その点から考えますと、そもそも合併そのものは任意協議会を含めて、3町の町長なりそれぞれの議会議員の皆さんの力でここまで盛り上げ、押し上げてきたのかということをおもいますと、やはりそういった住民の不安に答えていくためには、出来る限り画期的で速やかな対応や体制作りをするのが大切ではないかと私は思います。そんな基本的なことを確認しながら、期間を決めていくべきだと思います。そういった意味では、以上のことを基本的にお話しておきます。

会 長（石川天王町長）

具体の案はない訳ですね。それ以外にご発言をお願いします。

淡路委員（昭和町）

昭和町の淡路です。この3町合併は、目指すところは財政の健全化、そして長期にわたってすばらしい新市をつくっていかうと目指すところがうたわれています。まちづくり計画をより推進するためにも、継続協議となっています第15号案に関しては、この法定協議会へ差し戻しの案でもありますので、早急に決定すべきという見地から発言させていただきます。住民の思いとしては、できるだけ財政を健全化していくためには、早い時期に任期のスタートをきるべきであるという考え方があります。早い時期というのは、せいぜい長くても1年、できれば1年以内というのが私の考えです。先程、館岡委員から24人という定数について提案がありましたが、私共においてはもう少し慎重に財政シュミュレーションが24でいいのかどうかということも踏まえながら22人という考え方が出ております。せつかくの法定協議会の場合でありますので、是非会長には、そのところをよく協議して頂けるように進めて頂きたいと思っております。以上。

会 長（石川天王町長）

淡路委員からは、出来るだけ早くスタートしたい、長くて1年だと、22人という意見ができました。その他にご発言はありませんか。

堀井委員（天王町）

今町民代表の委員の方々、昭和の方、天王ということで色々意見がありました。私共は先程、熟

慮に熟慮を重ねたいので時間を貸して欲しいということを申し上げましたが、かなり意見が踏み込んだ意見になってきましたので、全体的な見地の中で申し上げてみたいと思います。と、申しますのは、以前にも申し上げましたが、議会議員の身分に直接関わる問題であります。合わせて、美郷町がこうだとか、他県のどこそこ町がこうだとかと言いますけれども、それぞれのこの合併を協議している自治体の議会の任期には、それぞればらつきがある訳です。はっきり申し上げまして、我が天王では今年の2月の15日から任期が始まったばかりであります。ですからいつも申し上げておりますが、議会の議決を得ないでこの合併協議のポイントは進まないものでありますから、そのために必要として、法治国家として2年の特例というものが総務省の指導のなかである訳であります。ですから、確かに財政というものがベースにあって、合併というものが進められているというのは1つの側面であります。しかしながら50年、100年という大計、スパンに立って新市を構築していくとなれば、何も今とりたてて1年や1年半の短い期間で財政うんぬんという議論よりも、民意というのはどういうふうに新市にどのように反映されていくのか、そして立ち上げと同時にどういうふうに1歩、2歩と進んでいくのか。我々はそれをきちんと議会議員としてチェックし、そしてまた民意を代弁するという重責を担っている訳です。色々と考えてみますと、そんなに早急に結論を出せるものではないと申し上げている訳でありまして、昭和と飯田川と天王は相当の任期の差がある訳でありまして、そこ等辺を十分考慮に考慮を重ねた結果、願わくは議会の代表も町民の代表の委員も、今日のこの3点セットがほぼ決したように満場一致で決するためにも、熟慮を重ねたいし時間も頂きたいということでありまして、私共が闇雲にただ熟慮を重ね、いたずらに延ばすというふうな思いは一旦もありません。どうかまだ時間は十分にありますので、早急に決めずに今ひとつ時間を貸して頂きたいということを、重ねて会長のほうに意見として申し上げたいと思います。

会 長（石川天王町長）

この議会議員の定数及び任期の取扱いについては、前回に飯田川町の伊藤義弘委員から発言がありました。今回は昭和町の舘岡、淡路委員から発言が出ました。そして天王町の鈴木さんからも出ました。それで、飯田川町さんと昭和町さんの議会のご意見というか、ちょっとお聞きしたいのですが。

佐藤委員（飯田川町）

飯田川町議会では特別委員会を設置してございます。この協議会の第7回の報告の際に、この問題を任期の問題について意見交換をしました。その内容を申し上げますと、やはり一線を引くまではいきませんでしたけれども、一応1年ないし1年半の期間であればというニュアンスのところまで参りましたけれども、一線を引くことは出来ませんでした。従いまして、只今昭和町の舘岡さん、淡路さん、それから天王の鈴木さん、そして前回うちのほうの伊藤委員から住民代表の意見として発言がございました。今日も貴重な発言を頂きまして、只今堀井委員からも、まだ時間をかけて我々は議会の代表という立場で、議会との間で確認した上でどうかこの結論を出して頂ければという考えですので、堀井委員と同感でございます。まだしばらく時間を与えて頂きたいという意見です。

会 長（石川天王町長）

昭和町さんのほうでは、何かないですか。

赤平委員（昭和町）

うちの場合は特別ございませんけれども、何といたしますかこの在任特例そのものは、先程堀井さ

んの発言にもありましたけれども、本質的にやはり合併する場合は必要な期間としてある程度期間が設定されていると考えると、一方的なサイドからの考え方だけではなくて、今少し新市に移行した場合の色々な意味での、住民に対する対策等を含めたことも考えてから、やはり民事を設定すべきではないのかと。1年ありき、1年半ありき、半年ありきという論理は、私はどちらかというとおかしいのではないかと、そういうふうに感じております。いずれ私共の方でも、議会に対して一応の説明はしておりますけれども、まだそれぞれのものの考え方を議会として聞いている訳でもございませんし、まとめている訳でもございません。以上です。

会 長（石川天王町長）

今この議会議員の定数及び任期については、それぞれの3町から町民代表あるいは議会代表のご意見をお聞きしました。それで、私の判断を申し上げますと、継続協議とするとということにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第15号については継続協議と決定致しました。

続きまして協議第16号の、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

続きまして、資料の14ページをお願い致します。継続協議となっております、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

このことについて、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

小玉委員（飯田川町）

飯田川町の小玉喜久子です。11月25日の魁のトップでもって、農業委員交付金削減という大きな3面記事がありました。それで、私は住民代表ですから後から戻るのはいけないといいますが、ここしか住民の意見を公然と申し上げる場所がありませんので、これも直接私はあまり認識がありませんけれども、新聞で読みましたので少しお聞きしたいと思っております。農地法に基づいて、国が大幅に交付金を削減するということですし、今現在3,200の農業委員会が全国にありますけれども、もちろん私共が合併すれば委員会もまた2つ減る訳ですし、そういうのを踏まえて最低の委員さんの数も、加減定数もスリム化を促す。国はそういう構想のようですし、もちろんお金も交付金も減ってくる訳でありますので、そういうのを全部踏まえる形で事務局案を作成して頂きたいなど。もちろん把握していると思っておりますけれども、よろしく申し上げますということです。

会 長（石川天王町長）

今、飯田川の小玉委員のからは、国の動向というものを踏まえて事務方から案を出して欲しいというご意見ですが、その他にないでしょうか。

これは事務方から出しても、農業委員会の定数委員もこの協議会で協議することになっておりますので、その小玉委員の他にご意見がなければ、先程の15号と同じく継続協議としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

堀井委員（天王町）

この農業委員会の定数と調整の件ですが、今小玉さんのおっしゃることもしかりであります。一つはですね、たまたま私達は、議会の代表としてこの協議会そのものに参画をさせて頂いております。

すから、意見を聞くあるいは意見を述べるという機会に恵まれております。しかしながら、独立した行政機関でありながら、農業委員の方は1人もおらないのかなというふうな雰囲気ですから、やはり肝心なことは、今まで汗を流してきた各3町の農業委員である当事者の皆さん。あるいはまた機関として、それぞれの農業委員会としてどのような考え方をもっているのか。そしてどういうすり合わせ、あるいは協議がここまで進んできているのか。全く今のところ、私共は何もわかりません。わからないということは、協議するすべもない訳でありますから、少なくとも次回あたりまでに3町の当事者である農業委員会、農業委員がどの程度まで話し合いが詰まっているのか、あるいはどういう考え方を持っているのか。それを一つ提示を頂きながら、本格的な農業委員会に関する協議というものに入っていきたいなというふうに思いますので、よろしく取りはかりをお願いします。

会 長（石川天王町長）

今堀井委員からは、3町の農業委員会の考え方というものをまだ見えていないということです。実は事務方では色々接触はしているようです。それを3町の農業委員の考え方、示し方を議会で皆様に提示致しますので、それを参考資料として協議して頂ければありがたいと思いますので、今回はこの16号の農業委員会委員の定数及び任期については、継続協議とするとこういうことにしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、継続協議となりました。

次に、協議第29号ごみ収集運搬業務の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは資料の18ページをお願い致します。協議第29号でございます。ごみ収集運搬業務の取扱いについてをご説明致します。調整内容は、ごみ収集運搬業務の取扱いについて、次のとおり提案する。1.一般廃棄物収集運搬体制については、平成17年度から統一する。2.ごみ袋等の取扱いについては、当面現行のとおりとし、新市において販売方法を調整するという調整内容でございます。19ページをお願い致します。一般廃棄物収集運搬体制でございますが、現在3町とも、それぞれ分別の方法により収集してございます。また、収集運搬体制については、町の委託業者が収集車により運搬してございます。処分体制と致しましては、3町とも湖南地区衛生処理組合で処理事務を実施してございます。内容につきましては、ごみの収集等の回数等については平成17年度から統一するという内容でございます。統一の内容につきましては、燃やせるごみについては週2回。燃えないごみについては週1回。資源ごみについては週1回。粗大ごみについては年4回。廃タイヤについては年1回というような収集の体制で実施していきたいということでございます。また、ごみ袋等の取扱いについては、当面現行のとおりと致しますが、新市において販売方法を検討し調整するという調整内容でございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今説明がありました、ごみ収集運搬業務の取扱いについて、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、協議第29号については原案のとおり決定致しました。今日の確認月日のご記入をお願い致します。

続いて、協議第30号の環境対策事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは資料の20ページをお願い致します。協議第30号でございます。環境対策事業の取扱いについて、ご説明を申し上げます。環境対策事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1. 生ごみ堆肥化補助事業については、平成17年度から天王町の例により実施する。2. 廃棄物減量等推進委員会、廃棄物減量等推進協議会及び環境審議会については、新市において設置する。3. 公害対策事業については、新市において実施する。4. 廃棄物処理計画等については、新市において策定する。5. し尿処理については、当面現行のとおりとする。6. 合併後、公共施設のISO14001認証取得に努めるものとする。7. 犬の登録事務については、現行のとおりとするという調整内容でございます。21ページをお願い致します。生ごみ堆肥化補助事業でございますが、3町の補助事業の現況が違ってまいりますので、平成17年度からは天王町の例により補助を実施するものでございます。廃棄物減量等推進委員でございますが、一般廃棄物の適正な処理及びごみの減量等に熱意と見識を有し、町にそれらの施策への協力を行う人々で構成されております。新市においても新たに設置するものでございます。廃棄物減量等推進協議会でございますが、一般廃棄物の減量及び再生利用の促進等に関する事項を調査、協議するため構成されており、新市においても新たに設置するものでございます。環境審議会でございますが、環境基本法に基づく合議制の機関として設置され、環境基本計画、その他環境の保全に関する調査、審議を進めるための組織でございますが、新市においても新たに設置するものでございます。公害対策事業の各種公害調査につきましては、新市においても水質調査や一般騒音調査について実施するものであります。次に一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、新市において策定するものでございます。それでは22ページをお願い致します。し尿処理について、し尿収集運搬業者については現在許可制で実施しております。処理体制は3町とも違いますので、当面は現行のとおりとするものでございます。次にISO、認証取得でございますが、ISO14001というのは下の方に記載してございます。国際標準化機構ということで、環境に対する管理システムの構築ということでございます。今後、新市が環境にやさしいまちづくりをするために、これらのISO14001の公共施設について認証取得の拡充を図っていきたいということでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今協議第30号について説明がありましたが、このことについてご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしという声がありますが、原案のとおり確認してもよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、原案のとおり確認致しました。今日の確認月日のご記入をお願い致します。

続きまして、協議第31号公立学校の通学区域の取扱いについてを議題と致します。事務局から

説明をお願いします。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは資料の23ページをお願い致します。協議第31号公立学校の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。公立学校の小学校、中学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整するという調整内容でございます。

会 長（石川天王町長）

説明を省略という声がありますがいかがですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは説明をここで終わってください。それでこの協議第31号について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

なしという声がありますので、協議第31号は原案のとおり決定致しました。今日の確認月日のご記入をお願い致します。

今日の協議は全て終了しましたけれども、ここで皆様に確認したい事項がございますので、少し時間を貸して欲しいと思います。小委員会の取扱いでございますが、3点の事については今日で終了しました。任務を終わる訳ですが、この小委員会の協議の第4として、付託された事項以外に今後また付託された場合についてはという文言が入っていますので、今日で小委員会を解散するか、継続するかというような確認をしておきたいと思います。

〔解散の声〕

会 長（石川天王町長）

小委員会は解散するということでもいいですね。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それではこの、名称の取扱い、新市の事務所の位置、財産の取扱いの小委員会は本日をもって解散となりましたので決定します。ありがとうございました。

それでは次に、5の次回の開催日についてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

説明者（事務局長 幸村）

それでは27ページをお願い致します。次回開催日ですが、第9回合併協議会の開催日については1月23日(金)午後2時より飯田川町公民館において開催致します。また、2月の日程ですが、2月13日と、2月26日に開催する予定となっておりますので、ご協力して下さいますようお願い致します。以上です。

会 長（石川天王町長）

予定された次第は全て終了致しました。これをもって本日は終了致したいと思いますが、皆さんには是非いい年をお迎えして下さるよう、心からお願い申し上げまして本日の会議を終了致します。ご苦労様でした。